

京都市告示第 50 号

生活保護法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成 30 年 4 月 10 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
みずもとメンタルクリニック	中京区河原町通四条上る米屋町 380 番地 1 TSUJIKURAビル 3F	平成 30 年 4 月 1 日
やまぐちクリニック	下京区烏丸通七条下る東塩小路町 590 番 地 2 京都ヨドバシビル 4 階	平成 29 年 8 月 23 日
医療法人社団行陵会 京都 近衛リハビリテーション病 院	左京区吉田近衛町 26 番地	平成 30 年 4 月 1 日
医療法人三春会 たけさこ クリニック	右京区嵯峨明星町 17 番 5	平成 30 年 1 月 4 日
宮澤医院	右京区龍安寺山田町 1 番 7	平成 30 年 4 月 1 日
医療法人巴山矯正歯科・歯 科	左京区松ヶ崎今海道町 2 番地 4	平成 29 年 1 月 1 日
ほり心の歯科診療所	伏見区久我石原町 3-484	平成 30 年 3 月 26 日
ことのは薬局	北区西賀茂柿ノ木町 103 番地 2	平成 30 年 3 月 1 日
本町漢方薬局	東山区本町 19 丁目 400	平成 28 年 3 月 1 日
薬局ダックス山科小山店	山科区小山中ノ川町 12 番地 1	平成 30 年 3 月 1 日

名 称	所 在 地	指定年月日
リペアス調剤薬局 御陵店	山科区御陵上御廟野町7 1階	平成30年4月 1日
訪問看護ステーションあっぷる	中京区少将井町245-1 藤和シテイスクエア烏丸丸太町803	平成30年4月 1日
訪問看護ステーション デューン伏見桃山	伏見区新町四丁目467番地 藤本ビル1階	平成30年4月 1日
訪問看護ステーション そら	西京区御陵北山下町22-22 ハウスウエスト1階	平成30年4月 1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)